

。金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律（平成十年法律第二百二十七号）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会及び保険会社をいう。 2・3 （略）	（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、信用金庫連合会、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会及び保険会社をいう。 2・3 （略）